

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料等を追加するため、また、養ほう振興法（昭和30年法律第180号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 養ほう振興法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第2条関係）

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料等を設けることとします。（第2条・別表第68関係）

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)は平成25年1月1日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

1 改正の理由

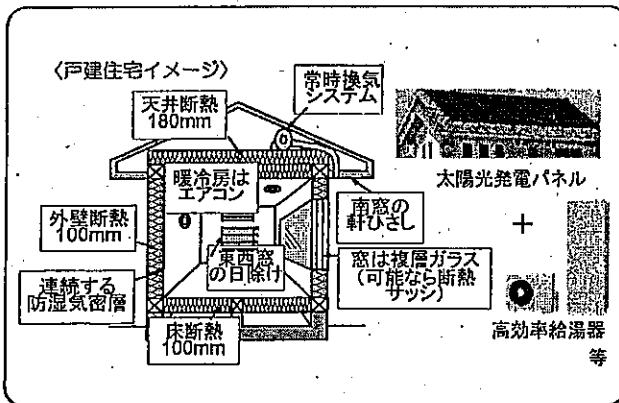
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料等を追加するため、滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する。

2 法律の概要

○民間等の低炭素建築物の認定制度の創設

低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者が作成する低炭素建築物新築等計画を所管行政庁が認定する制度が創設され、所要の支援措置が講じられた。

【認定のイメージ】



【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】

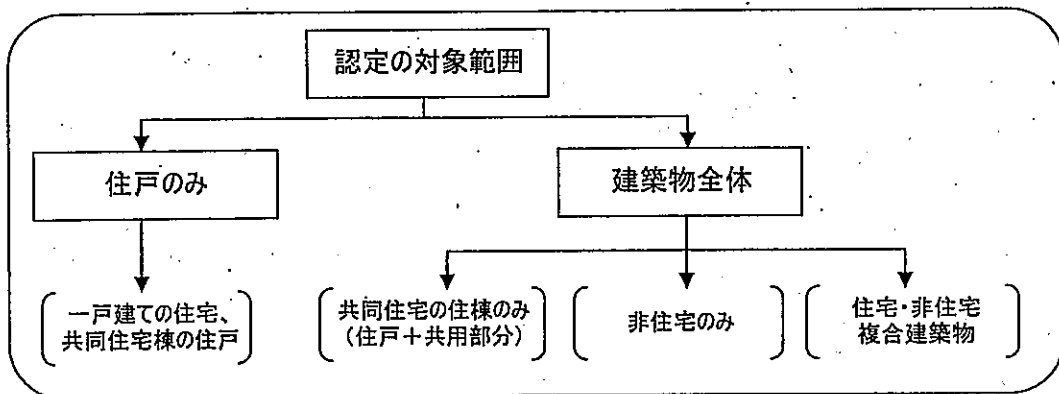
低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

○集約都市開発事業の認定制度の創設

市町村が策定する低炭素まちづくり計画の区域内における集約都市開発事業（病院、共同住宅等の多数の者が利用する建築物等の整備事業で、都市機能の集約に資するもの）を市町村長が認定する制度が創設され、所要の支援措置（費用の補助）が講じられた。

3 手数料

○低炭素建築物新築等計画の認定審査にかかる事務手数料（別紙参照）



※建築確認審査を同時に申請する場合は、上記区分により算出した額に建築確認審査手数料を加算

※変更認定審査の場合は、変更にかかる戸数および床面積の2分の1に応じた上記区分により算出

○集約都市開発事業計画と併せて申請される建築確認審査にかかる事務手数料 当該申請にかかる建築物に応じた建築確認審査手数料

◆低炭素建築物新築等計画の認定審査にかかる事務手数料一覧

住戸	戸数	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
	1	47,000	9,000
	2～5	80,000	14,000
	6～10	106,000	20,000
	11～25	144,000	31,000
	26～50	200,000	49,000
	51～100	280,000	83,000
	101～200	374,000	127,000
	201～300	486,000	160,000
	301～400	568,000	170,000
	401～	610,000	194,000

住棟の共用部	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
	300㎡以内	117,000	18,000
	300㎡を超え 2,000㎡以内	184,000	35,000
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	278,000	86,000
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	354,000	130,000
	10,000㎡を超える	420,000	162,000

非住宅	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
	300㎡以内	261,000	26,000
	300㎡を超え 2,000㎡以内	396,000	44,000
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	549,000	95,000
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	666,000	140,000
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内	779,000	173,000
	25,000㎡を超え 50,000㎡以内	885,000	211,000
	50,000㎡を超える	1,046,000	218,000

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新				
<p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(48) 省略</p> <p>(49) 養ほう振興法に基づく事務手数料 <u>養ほう振興法</u> (昭和30年法律第180号) 第4条第1項の規定に基づく転飼の許可の申請に対する審査手数料 1場所につき150円に<u>ほう群</u>の数を乗じて得た金額 (その金額が2,300円を超えるときは、2,300円)</p> <p>(50)～(85) 省略</p> <p>第3条～第9条 (略) 別表第1～別表第67 (略)</p>	<p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(48) (略)</p> <p>(49) <u>養蜂振興法</u>に基づく事務手数料 <u>養蜂振興法</u> (昭和30年法律第180号) 第4条第1項の規定に基づく転飼の許可の申請に対する審査手数料1場所につき150円に蜂群の数を乗じて得た金額 (その金額が2,300円を超えるときは、2,300円)</p> <p>(50)～(85) 省略</p> <p>(86) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u>に基づく事務手数料 別表第68に定める額</p> <p>第3条～第9条 (略) 別表第1～別表第67 (略) 別表第68 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u>に基づく事務手数料</p> <table border="1" data-bbox="949 1018 2056 1490"> <thead> <tr> <th data-bbox="949 1018 1680 1061">区 分</th> <th data-bbox="1684 1018 2056 1061">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="949 1064 1680 1490">(1) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u>(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第10条第4項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査の手数料</td> <td data-bbox="1684 1064 2056 1490">法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、<u>建築基準法</u>第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	(1) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u> (平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第10条第4項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、 <u>建築基準法</u> 第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られ
区 分	金 額				
(1) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u> (平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第10条第4項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、 <u>建築基準法</u> 第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られ				

		<p>る額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額</p>	
	<p>(2) <u>法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)</u>に対する審査の手数料</p> <p>ア <u>一の建築物の住戸(人の居住の用に供する共同住宅または長屋住宅の部分をいう。)</u>について認定を受けようとする場合</p> <p><u>(ア) 戸数が1のもの</u></p> <p><u>(イ) 戸数が2以上5以下のもの</u></p> <p><u>(ウ) 戸数が6以上10以下のもの</u></p> <p><u>(エ) 戸数が11以上25以下のもの</u></p> <p><u>(オ) 戸数が26以上50以下のもの</u></p>	<p>47,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000円)</p> <p>80,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)</p> <p>106,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)</p> <p>144,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)</p> <p>200,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円)</p>	

	<p>(カ) <u>戸数が 51 以上 100 以下のもの</u></p> <p>(キ) <u>戸数が 101 以上 200 以下のもの</u></p> <p>(ク) <u>戸数が 201 以上 300 以下のもの</u></p> <p>(ケ) <u>戸数が 301 以上 400 以下のもの</u></p> <p>(コ) <u>戸数が 401 以上のもの</u></p> <p>イ <u>一の建築物について認定を受けようとする場合(住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。)</u></p> <p>(ア) <u>認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき</u></p> <p> a <u>一戸建て住宅</u></p> <p> b <u>共同住宅または長屋住宅</u></p> <p> (a) <u>床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>280,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000 円)</u></p> <p><u>374,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000 円)</u></p> <p><u>486,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000 円)</u></p> <p><u>568,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、170,000 円)</u></p> <p><u>610,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000 円)</u></p> <p><u>47,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000 円)</u></p> <p><u>アに掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じて定める金額に、(a)から(e)までに掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額</u></p> <p><u>117,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000 円)</u></p>	
--	--	--	--

(b) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	184,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、35,000 円)
(c) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	278,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、86,000 円)
(d) <u>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	354,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000 円)
(e) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</u>	420,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000 円)
(イ) <u>認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</u>	
a <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	261,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000 円)
b <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	396,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000 円)
c <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	549,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、95,000 円)
d <u>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	666,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、140,000 円)
e <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	779,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、173,000 円)
f <u>床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</u>	885,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、211,000 円)
g <u>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</u>	1,046,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、218,000 円)

	<p>(ウ) <u>認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合</u></p> <p>a <u>一戸建て住宅</u></p> <p>b <u>認定を受けようとする建築物が共同住宅または長屋住宅の場合</u></p>	<p>47,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000 円)に、住宅の用途以外の用途に供する部分について(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額</p> <p>住宅の用途に供する部分について(ア)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額に、住宅の用途以外の用途に供する部分について(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額</p>
	<p>(3) <u>法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(法第 54 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料</u></p>	<p>(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第 54 条第 2 項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認または同法第 18 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第 43 の規定により算定して得られる額に、同法第 6 条第 5 項、第 6 条の 2 第 3 項または第 18 条第 4 項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消</p>

		費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額
(4)法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料		(2)の項の規定により算定して得られる金額(法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、5,000円)
(5)法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料		(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第54条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額

注1 この表において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であつて、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。

2 (4)の項((5)の項において算定する場合を含む。)の総戸数および床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の戸数の2分の1(その数に1に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた数)および床面積の合計の2分の1とする。

3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

滋賀県収入証紙条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学審査手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号から第58号まで、第60号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬またはねこの引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の29第2項の規定に基づく調査の手数料および同条第3項の規定に基づく公表の手数料を除く。）、第79号の2から第83号まで、第84号および第85号に規定する手数料</p> <p>第2号および第3号 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学審査手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号から第58号まで、第60号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬またはねこの引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の29第2項の規定に基づく調査の手数料および同条第3項の規定に基づく公表の手数料を除く。）、第79号の2から第83号までおよび第84号から第86号までに規定する手数料</p> <p>第2号および第3号 省略</p>